

(別添2)

令和8年度関東地方環境事務所における地域連携共創（KANTO Sustainable Business Network）構築業務の企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

関東地方環境事務所内に設置する「令和8年度関東地方環境事務所における地域連携共創（KANTO Sustainable Business Network）構築業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長 関東地方環境事務所環境対策課長代理
委員 関東地方環境事務所環境対策課課長補佐（企画担当）
関東地方環境事務所地域脱炭素創生室課長補佐（総括担当）
関東地方環境事務所環境対策課係長（企画担当）
* 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和8年度関東地方環境事務所における地域連携共創（KANTO Sustainable Business Network）構築業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添3）に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	15点満点	20点	25点
・秀	5点	×2	×3	×4	×5
・優	4点				
・良	3点				
・準良	2点				
・可	1点				
・不可	0点				

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を関東地方環境事務所総務課長へ報告し、関東地方環境事務所長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

(別添3)

令和8年度関東地方環境事務所における地域連携共創（KANTO Sustainable Business Network）構築業務に関する企画書等審査基準及び採点表

審査項目	審査基準	配点	採点	備考
1 提案事項	コミュニティ運営方針の妥当性	25点	点	
	提案1の適切性	25点	点	
	提案2の適切性	25点	点	
	独自の提案事項の適切性	15点	点	
	スケジュールの妥当性	15点	点	
2 実施体制	管理責任者の能力、実績等	15点	点	
	調査従事者の配置、役割分担、能力等	15点	点	
	利用できる設備、システム等の適合性	10点	点	
	外部協力者、ネットワーク等の適切性	10点	点	
3 業務実績	過去5年間の類似調査業務の実績	10点	点	
4 見積価格積算内訳	提案内容等に応じた価格の妥当性	15点	点	点
	積算内訳の妥当性	10点	点	点
5 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。	5点	点	
6 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	5点	点	

	<p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p> <p>○ 女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 <p>※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 <p>※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）</p> <p>※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）</p> <p>○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点</p>			
	合 計	<u>200</u> 点	点	

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合	20点満点の場合	25点満点の場合
・秀	5点				
・優	4点				
・良	3点	×2	×3	×4	×5
・準良	2点				
・可	1点				
・不可	0点				